

事 務 連 絡
令和6年5月31日

(公社) 岡山県看護協会
訪問看護総合支援センター 御中

岡山県保健医療部疾病感染症対策課長

改正感染症法に基づく医療措置協定について

このことについて、感染症法に基づく新興感染症発生・まん延時の医療提供体制確保のための医療措置協定締結について、次のとおり県内訪問看護事業所へ依頼を送付しますので、御了知の上、会員への周知にご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、(一社)岡山県訪問看護ステーション連絡協議会へは、別途連絡しておりますので申し添えます。

記

- 1 調査内容 感染症法に基づく「医療措置協定」締結に関する事前調査 (別添)
- 2 調査対象 県内訪問看護事業所 (中国四国厚生局医療機関一覧に掲載の訪問看護事業所すべて)
- 3 その他
 - ・調査について、県ホームページにも掲載しています
アドレス : <https://www.pref.okayama.jp/page/877163.html>
 - ・ご要望に基づき、地区単位等で対面での説明会もさせていただきます。



岡山県保健医療部疾病感染症対策課
感染症対策班 有正、祇園、永宗
TEL: 086-226-7331 FAX: 086-225-7283

訪問看護事業所 御中

岡山県保健医療部長

改正感染症法に基づく医療措置協定の締結について（依頼）

本県の感染症対策の推進につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、感染症法の改正により、新興感染症発生・まん延時の医療提供体制確保のため、県と訪問看護事業所が平時より協定を締結する仕組み等が法定化されました。

この協定は、新たな感染症の感染拡大に備えて、あらかじめ県と医療機関が新興感染症発生時に要請する医療措置の内容を明らかにしておくとともに、平時から感染対策に係る準備をしていただくことで、医療提供体制を迅速に構築できるようにするものです。

つきましては、下記により県と協定を締結して下さるようお願い申し上げます。

記

1 協定の対象 岡山県内の全ての病院、診療所、薬局、訪問看護事業所

2 協定締結に向けた協議

- ・回答フォームより入力いただくことにより行います。（6月13日以降、入力いただけます。）

<http://www.pref.okayama.jp/page/877163.html>

- ・回答フォームからの申請ができない場合は、別添受付票及び同意書を疾病感染症対策課まで提出してください。受付票による場合は、提出から1か月程度お時間をいただきます。お急ぎの場合は、回答フォームから入力をお願いします。

3 その他

- ・以下のとおり、説明会を開催します。

日 時：令和6年6月13日（木）17：00～

開催方法：Zoom ミーティング

<https://zoom.us/j/91853461894?pwd=L3Z2Z1NMMdOWJg5ckJVNUxXQ1Jodz09>

ミーティング ID：918 5346 1894、パスコード：471783

※申し込みは不要です。

説明会后、下記ホームページで公開します。

岡山県ホームページ <http://www.pref.okayama.jp/page/877163.html>

回答フォーム



岡山県保健医療部疾病感染症対策課
感染症対策班 有正、祇園、永宗
TEL：086-226-7331 FAX：086-226-7283
E-mail：kansen@pref.okayama.lg.jp

医療措置協定受付票（訪問看護事業所向け）

1 医療機関の情報

医療機関等名称◎	
保険医療機関番号(7桁)	
郵便番号	
住所◎	
医療機関の管理者◎	
担当者名	
連絡用電話番号	
連絡用メールアドレス	

◎ 記入いただいた名称で協定を締結することとなりますので、正確にご記入ください。

2 医療措置の内容

- ・ 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

対応時期 (用途)	流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内に整備）
対応の内容	<input type="checkbox"/> 自宅療養者への医療提供（訪問看護） <input type="checkbox"/> かかりつけ患者以外も受入可能 <input type="checkbox"/> 高齢者施設療養者への医療提供（訪問看護） <input type="checkbox"/> かかりつけ患者以外も受入可能 <input type="checkbox"/> 障害者施設療養者への医療提供（訪問看護） <input type="checkbox"/> かかりつけ患者以外も受入可能 <input type="checkbox"/> 宿泊施設療養者への医療提供（訪問看護） <input type="checkbox"/> かかりつけ患者以外も受入可能

3 個人防護具の備蓄

2か月分の使用量

サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド ※ゴーグルでも可	非滅菌手袋
枚	枚	枚	枚	枚

《協定にかかる同意》

- ・ 医療措置協定書および協定指定医療機関指定書には公印の押印を省略することを同意します。
- ・ 医療措置協定受付票に記入した内容に基づき、岡山県と協定を締結します。
- ・ 感染症法第36条の3第5項の規定により、岡山県のホームページに協定を締結した医療

協定指定医療機関指定同意書・指定医療機関基準適合報告書
(訪問看護事業所)

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

開設者所在地 法人の場合は主たる事務所の所在地	
開設者名 法人の場合は名称及び代表者の役職及び氏名	

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 38 条第 2 項の規定により、下記の医療機関が第二種協定指定医療機関の指定を受けることに同意します。
- (2) 下記の医療機関は、指定医療機関基準に適合していることを報告します。

医療機関所在地	
医療機関名	

参考：指定医療機関基準

種類	第二種協定指定医療機関
協定の内容	自宅療養者等への医療の提供
指定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・当該指定訪問看護事業者に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。 ・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対して訪問看護を行う体制が整っていると認められること。

新型コロナウイルス感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書（案）

岡山県知事（以下「甲」という。）と

【医療機関（訪問看護事業所）名】

【医療機関（訪問看護事業所）の管理者】

（以下「乙」という。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第36条の3第1項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型コロナウイルス感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型コロナウイルス感染症等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型コロナウイルス感染症等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型コロナウイルス感染症等感染症等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型コロナウイルス感染症等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型コロナウイルス感染症等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型コロナウイルス感染症等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、自宅療養者等への医療の提供に係る医療措置を講ずるものとする。

対応時期 （用途）	流行初期以降（新型コロナウイルス感染症等感染症等に係る発生等の公表が行われ てから6か月以内に整備）
対応の内容	自宅療養者への医療提供（訪問看護） <input type="checkbox"/> かかりつけ患者以外も対応可能 宿泊療養者に対する医療提供（訪問看護） <input type="checkbox"/> かかりつけ患者以外も対応可能 障害者施設療養者への医療提供（訪問看護） <input type="checkbox"/> かかりつけ患者以外も対応可能 高齢者施設療養者への医療提供（訪問看護） <input type="checkbox"/> かかりつけ患者以外も対応可能

（个人防护具の備蓄）

第4条 新型コロナウイルス感染症等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、个人防护具は、次のとおり、乙が備蓄する。

（乙における2ヶ月分の使用量）

サージカルマスク	N95マスク	アイソレーション ングアウン	フェイスシールド	非滅菌手袋	
枚	枚	枚	枚	枚	枚

（措置に要する費用の負担）

第5条 前3条の規定による措置に要する費用については、県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型コロナウイルス感染症等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 前条の規定による措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型コロナウイルス感染症等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。
（新型コロナウイルス感染症等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

第6条 甲は、国から新型コロナウイルス感染症等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見につ

いて情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の規定による要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型コロナウイルス感染症等感染症等発生・まん延時において、新型コロナウイルス感染症等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況等が事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

（協定の有効期間及び変更）

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法に基づき措置を行うことができるものとする。

（協定の実施状況等の報告）

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該訪問看護事業所の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-MIS）により報告を行うよう努める。

（平時における準備）

第10条 乙は、第3条の規定による措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型コロナウイルス感染症等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

一 乙の訪問看護事業所において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に医療従事者等参加させること。

二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の訪問看護事業所において実施、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等参加させること。

三 措置を講ずるに当たっての乙の訪問看護事業所における対応の流れを点検すること。
（疑義等の解決）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自の1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区山下二丁目4番6号
岡山県知事 伊原木 隆太

乙 【住所】
【訪問看護事業所名】
【訪問看護事業所の管理者名】
保険医療機関番号：【 0000000 】

事務連絡
令和6年5月31日

各訪問看護事業所の代表者様

岡山県保健医療部疾病感染症対策課長

新興感染症対応力強化事業の実施について

本県の保健医療行政の推進については、平素から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、県においては、医療措置協定の締結に向けた取組を順次進めてまいりますが、県と協定を締結していただいた医療機関に対して、感染症への対応力を強化することを目的とする補助事業を令和7年度から実施する予定としております。

つきましては、予算要求額の参考としたいため、補助金の活用予定を次のとおり調査しますので、活用を予定される場合は、下記資料をメールで提出してください。

記

1 提出資料

- ・様式2「施設整備事業費内訳書」及び様式3-16「施設整備事業計画書」

2 提出期限

令和6年7月31日（水）

3 その他

- ・様式は岡山県ホームページからダウンロードしてください。
<https://www.pref.okayama.jp/page/913469.html>
- ・感染症法に基づく医療措置協定を締結予定の医療機関に対する補助事業です。
- ・当該調査により補助が確約されるものではなく、予算の状況によっては補助額や補助率が提出いただいた内容を下回る可能性があります。
- ・内示前に着工した工事や購入した設備等については補助対象になりません。
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（入院医療機関設備整備事業・外来対応医療機関設備整備事業等）を活用した補助を受領している場合は、実施内容を確認させていただきます。
- ・6月13日（木）の医療措置協定に関する説明会において、本事業についても触れることとしております。

(照会・提出先)

岡山県保健医療部疾病感染症対策課感染症対策班

TEL 086-226-7331

E-mail kansen@pref.okayama.lg.jp